

ごみ減量・リサイクル推進月間にご協力ください

日頃、ごみの減量にご協力いただき大変ありがとうございます。

平成20年6月の新ごみ減量制度開始から3年が経ち平成22年度の家庭系ごみ量は前年比-1.3%と安定して推移していますが、今後も循環型社会形成のため、さらなるごみ減量化に取り組む必要があります。そこで、**10月を「ごみ減量・リサイクル推進月間」としてごみ分別の徹底を図る取り組みを実施します。期間中、市の職員が市内のごみ集積場の早朝巡視を行います。**

ごみ出し・ごみ分別ルールを再確認して、違反ごみがゼロになるように皆様のご理解とご協力をお願いします。



ごみ出しルール再確認

- ごみカレンダーに従って、決められた日以外には出さないでください。

決められた日以外に出されたごみ・資源は収集されずに「違反ごみ」としてごみ集積場に残されてしまいます。

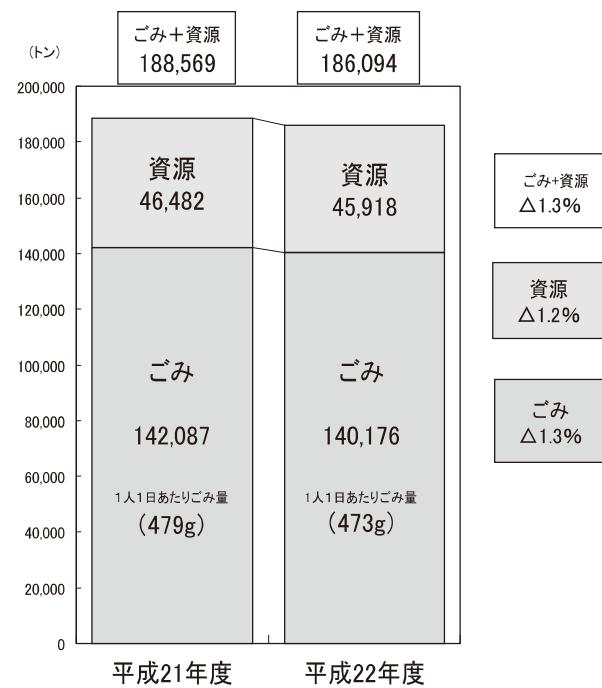
- 決められた時間までにごみと資源を出してください。

特に、複数品目の収集がある日は、それぞれ収集時間が異なっており、ごみ集積場にまだごみがあるように見えても、収集が終わっている場合がありますのでご注意ください。

- ごみや資源を袋に入れて出す場合、袋の口はしっかりと結んでください。

ごみが散乱すると見た目が悪いだけでなく、生ごみを餌にするカラスや猫が集まってしまいます。地域の衛生管理のためにも、しっかりと結んで出してください。

H21・22年度の年間家庭系ごみ排出量の比較 (単位:トン)



ごみから資源へ！

ごみの中に、資源に回せる古紙類などがまだ多く入っています。お菓子の紙箱等も、「雑誌・雑紙」として古紙類の日に透明袋に入れて出すことができます。ごみ集積場の収集日に出せなくともスーパー・マーケットを中心に資源の回収ボックスを設置していますので積極的に利用しましょう。

限りある資源を有効活用するためにも、分別を徹底しましょう。



分別ルールを守った上で さらにごみを減らすには？

- 生ごみは、水分をできるだけ切って容量を減らして出しましょう。
- 故障しても、修理して長く使いましょう。
- ビール、牛乳、酒などは繰り返し使うことができるリターナブルびん入り商品を選びましょう。
- ほしい人に譲ったり、売れるものはリサイクルショップなどを利用しましょう。
- 割り箸、ストロー、使い捨てのスプーンなどはなるべくもらわないようにしましょう。
- 捨てる前に、リサイクルできるものが混ざっていないか、何か役に立つものがないか考えましょう。
- 買う前に、今家にあるもので代用できないか考えましょう。



ごみ・資源持ち去り禁止条例 11月から罰則が適用されます。

Q：ごみの持ち去りが増えていると聞きました。

A：平成20年6月から新ごみ制度を開始しましたが、高品質なリサイクルを目指し分別を細分化したこと、ごみ集積場から缶や古紙、燃やさないごみを持ち去る行為の通報が増加しました。

Q：その「持ち去り行為」が禁止されるんですね？

A：今回の新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正で、市が認めた業者や人以外が、ごみ集積場に出されたごみや資源を持ち去る行為を禁止しています。市では、市民の皆様からの通報に基づきパトロールを行い、持ち去り行為を確認した場合、口頭での注意や文書での警告を経て、禁止命令を出します。

Q：罰則もあると聞きました。

A：禁止命令に従わずに、さらに持ち去り行為を行った場合は、所轄の警察署に市が告発し、裁判によって20万円以下の罰金刑が科される場合があります。罰則は、11月1日から適用します。

Q：持ち去り行為を見かけた場合、どのようにしたらよいのでしょうか？

A：持ち去りをしている人に声をかけることは危険ですのでやめてください。見かけた場合には、無理のない範囲で持ち去り行為があった日時、場所、ごみの種類、持ち去りをしている車両の特徴やナンバーを廃棄物対策課又は各区役所区民生活課生活環境係にお知らせください。



自治会・町内会の皆様からのご要望にもとづき、市職員による出前講座（市政さわやかトーク宅配便）を実施しています。廃棄物対策課、廃棄物政策課で申し込みを受け付けていますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先：

新潟市廃棄物対策課 ☎ 025-226-1407

新潟市廃棄物政策課 ☎ 025-226-1391